

松戸市教育委員会会議録

令和 2 年 6 月 定例会

松戸市教育委員会会議録

令和2年6月定例会

開 会	令和2年6月4日 (木) 午後2時	閉 会	令和2年6月4日 (木) 午後3時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年6月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	学校教育部 部長	齊藤 一夫	22		
3	教育企画課 課長	菊地 治秀	23		
4	〃 課長補佐	大西 真	24		
5	〃 主幹	永淵 智幸	25		
6	〃 主任主事	島村 仁美	26		
7	〃 主事	金子 悟	27		
8	社会教育課 課長	瀬谷 眞一	28		
9	美術館準備室 室長	橋本 欣之	29		
10	スポーツ課 課長	塩路 猛	30		
11	〃 課長補佐	坂本 健司	31		
12	指導課 課長	吉野 桂子	32		
13	〃 課長補佐	服部 仁典	33		
14	〃 課長補佐	藤中 孝一	34		
15	教育研究所 所長	野崎 隆	35		
16	〃 所長補佐	新木 準一	36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に4名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降、傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

◎開 会

教育長 ただいまから令和2年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。よろしくお願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件、報告議案1件、報告等1件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第17号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第17号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育研究所長、お願いいたします。

教育研究所長 議案第17号「松戸市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、松戸市教育支援委員会条例第4条の規定に従い、第3条により新たな委員1名の委嘱をお諮りするものでございます。

参考資料に委員の一覧がございます。6号委員、児童福祉施設職員の福永彩乃元児童相談所診断指導課長の後任として、大川洋子新柏児童相談所診断指導課長に新たにお願いするものでございます。

新委員の任期は令和2年6月7日から令和3年6月6日までの1年間でございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。参考資料を見ていただきまして、6号委員、児童福祉施設職員のところで交代があったということでございます。この方、あるいは教育支援委員会のことについて、何かご質問、確認等。

伊藤委員。

伊藤委員 この教育支援委員会というものについて、ちょっと教えていただきたいんですが、この委員会は障害のある児童生徒等の就学とか、いろいろ教育的支援を行うためにいろいろ調査、審議をされるということだと思んですけども、個別のそういう児童生徒について何か問題が起きたときに、その調査審議をされるものなのか、あるいは何か制度的なものを議論されるために設けられているものなのかということと、どういう頻度で行われているのかということを知りたいというのと、それから、たしか20名以内で委員を構成するというふうになっていたと思うんですが、現在16名にとどまっているのは、まだこれから補充をされるお考えがあるのか、あるいはこの16名で当面続けていかれる予定なのか、それからあと、参考までに、委員長と副委員長を設けられるようになっておられるようなんですが、どなたが委員長で副委員長なのかというのを教えていただきたいと思います。

教育長職務代理者 ご質問、3点ほど。教育研究所長。

教育研究所長 まず、1つ目の質問でございますが、支援委員会に関しましては、障害のあるお子様とか困り感のあるお子様の就学先、特別支援学校がいいのか、特別支援学級がいいのか、通級指導教室がいいのか、通常学級がいいのかというのを専門家の人たちに諮っていただくものでございます。個別に何か制度とか問題点を探るというものではございません。あくまでも就学先の一番適しているところを審議するところでございます。

2点目の人数ですが、20名以内、今、16名ですが、そこに補充する予定があるかどうかということに関しましては、今のところはございません。16名で当面、続けていく予定でございます。

3点目ですが、委員長は2号委員の岡島八千代校長先生になります。副委員長に関しましては、申し訳ございません、今ちょっとお名前を度忘れしてしまいましたので、後日お知らせしたいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。3点のご質問、最後は委員長さんについては岡島先生が当たられているということです。個別のケースについてアドバイスをされると。よろしいですか、伊藤委員。

伊藤委員 はい、分かりました。

教育長職務代理者 副委員長の先生については、また分かりましたら、今日にでもお知らせいただければ。

市場委員。

市場委員 今の質問にちょっと追加するような形ですけれども、恐らく小学校に入るときに、特別支援学校なのか、どういう教室に行くかを判定するというのが委員会の役割だということでしたけれども、それは実際にどうやって判定しているのでしょうか。恐らく発達センターに通っているお子さん方に対する様々な評価がずっとあって、そういう資料を基にして、委員会である程度判定をして、かつ親御さんの希望も含めて最終的に決定される、そういう流れでよろしいでしょうか。

教育研究所長 市場委員のおっしゃるとおり、まず、その子の関わっている先生方、また、こちらの児童観察員等の職員の観察資料、また、本人の能力の発達検査等、また医師の診断等を合わせて、委員のほうで総合的に判断していただきます。また、そこには親の意思も酌み審議していくところでございます。

教育長職務代理者 大体そのとおりということでした。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 よろしいですか。

山形委員。

山形委員 教育支援委員会は、就学時が一番必要なポイントだと思うのですが、年間何回ぐらい開催されているのかと、以前にも質問しましたが、就学は年に1回のことですが、ケースの中で、対象の子が出てきてこの生徒さんは判断が必要と思うときには行うというお話は聞いたことはあったんですが、全体的にどのくらいの回数が行われているのかが1点目の質問です。2点目に、伊藤委員のお話の中で、委員長がどなたかというところの部分が、2号委員の特別支援学級の設置校の校長か副校長か教頭となっていますが、この部分に当たる先

生たちというのは校長会のほうで推薦を受けた先生方だとは思いますが、その背景に、委員長になられる方というのは、特別支援の経験だとか、そういう経歴がおありの方が選任されているのかと思うんですが、その実際のところを分かる範囲で教えてください。

教育長職務代理者 会議の回数、時期含め、合議で皆さんやるのか、あるいは、そうでないアドバイスの場面等もあるのか、そこら辺の実態ですね。それから、もう一点と。

教育研究所長、お願いします。

教育研究所長 まず、年間の回数ですが、10回になります。7月から始まって1月まで、大体10回のペースで審議のほうを行っていきます。2号委員に関しまして、この校長会等の役員に関しましては、校長会の中で決めていただいております。その際、特別支援の経験等を加味されて、校長会の役員の中で決めて選出をいただいているところでございます。

山形委員 ありがとうございます。

もう一点。今、10回の会議の中で、具体的な数字が分かれば、どのくらい児童さんの検討をしたか件数を教えてください。会議に当たって、このお子さんはどこの学校がいいかと検討する人数というのは、昨年で分かれば、どのくらいの人数を10回の会議で、多分、就学時の、1回の会議のほうが多いときもあれば、少ないときもあると思うんですけど、トータルとして何人ぐらい、その会議の中で児童さんの進路について検討されるかというのを知りたいです。お願いします。

教育長職務代理者 そうですね、その小学校入るとき、あるいは中学校、あるいは途中も含めて、何か分かる数字があればご披露いただければ、理解が進むと思います。よろしいでしょうか。

教育研究所長 正式な数字はちょっと今、手元にはございませんので、答えられませんが、最初の第1回目的人数は少ないんですけども、一番多い12月前後、多くなりますので、年間通して250人以上を扱っております。

山形委員 ありがとうございます。かなりの数で検討が上がっているところと、以前の会議で、やはりこの支援委員会のお話が出たときに、先ほど伊藤委員がおっしゃったときの個別の問題点を教育研究所の支援員の方がサポートを個別で、個人が特定されて、追いかけるような形でサポートしていらっしゃると言ったので、多分、年々増えていると思いますので、その人数に関して、これからも引き続きよろしくお願いします。

武田委員 今までのご説明でちょっと分からないところを教えてくださいたいんですが、学校の教員であるとかお医者様とかというのは分かるんですけども、この新しくなられる方が

児童相談所の方というのは、なぜこの特支のところで決定する会議に関わらなきゃいけないのかというのが、なかなか理解が私ができないというのが1つと、あと、柏になっているので、この地域領分がどうなっているのかというのを、松戸と連携していたりとかするのか、教えていただければと思います。

教育研究所長 今現在、松戸の児童相談所の管轄は柏児童相談所になっておりますので、柏児童相談所をお願いしているところなんですけど、指導課長になるのはなぜかといいますと、柏の児童相談所で療育手帳を発行していただいております。そのため、発達検査といった、総合してその子の発達の状況に関する度合いはどのぐらいかというのを判定していただいているところがございます。そのため専門家として意見をいただいているというところがございます。また、そこの連携で上がっているお子さんもいますので、そういった部分でも入っていただいているところもございます。

教育長職務代理者 柏児童相談所は、松戸は柏児童相談所が管轄といいますか、なので、松戸のお手伝いといいますか、柏児相が出ている。それと、療育手帳を発行しているということ。

武田委員 もしよければ、補足を。

教育長職務代理者 もう一言、療育手帳とは何なのかを、恐縮ですが、補足してください。

教育研究所長 療育手帳は、その子の持っている知的障害の度合いによって、B2とかAとか、障害の程度を証明し、福祉等の支援を受けやすくするものです。それを発行するところが柏児童相談所になっておりますので、委員になってもらっております。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 発達に障害等がある場合に療育手帳というものをお持ちになって、それに適した行政サービスをするということの担当が、この柏の児童相談所だそうです。

ほか、よろしいでしょうか。

教育研究所長。

教育研究所長 先ほどの質問でお答えできませんでした副委員長になりますが、4号委員の辰巳医師になります。よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 副委員長の方について補足がございました。4号委員の辰巳先生が副委員長ということでございます。

そのほか、大体よろしいでしょうか。一巡しましたが、今回は6号委員の柏児童相談所、大川さんから福永さんに替わられるということです。よろしいでしょうか。

ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第18号

教育長職務代理者 次に、議案第18号「松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 今回議案で上程しております、松戸市スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定につきましては、不備が見つかりましたので、取下げをさせていただきたいと、改めて次回の教育委員会会議で再度上程をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ただいまのご説明によりますと、議案第18号につきましては取下げの申出がありました。

議案第18号について、これを取り下げることにご異議ございませんでしょうか。次回以降にまた上程されるということでございます。次回に送るとのことですが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は取り下げられました。

◎報告第1号

教育長職務代理者 次に、報告第1号「臨時代理処分による報告について」を議題といたします。

ご説明お願いいたします。

指導課長。

指導課長 指導課です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号につきまして、報告させていただきます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律について、令和3年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針を策定し、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会へ令和2年5月12日までに報告しなければならなかったため、教育長に臨時代理処分をしていただきました。その内容につきまして報告させていただきます。

今年度は、令和3年度から使用される新学習指導要領に基づく中学校教科用図書の新たな採択年度となります。小学校教科用図書につきましては令和元年度が採択年度であったため、今年度は義務教育諸学校の教科用無償措置に関する法律施行令第15条により、4年間同一の教科用図書を採択する年度になっています。また、学校教育法の附則第9条に規定する、特別支援学級で使用される教科書につきましては、検定教科書の規定から除かれるため、毎年採択することになります。以上、令和3年度使用教科用図書の採択を実施するために、採択に関する令和3年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針の選定について報告させていただきます。

8ページをご覧ください。1、目的につきましては、法に基づき、松戸市教育委員会が令和3年度に松戸市立小中学校で使用する教科用図書を適正に採択することです。

2、採択の基本方針でございますが、法に従いまして、東葛飾西部採択地区内にある野田市、流山市と協議の上、種目ごとに同一のものを採択するものとします。

3、協議会規約の遵守でございますが、協議会規約については10ページから12ページに記載のとおりでございます。なお、令和3年度の協議会事務局は松戸市となっております。

4、協議会の委員については記載のとおりです。

5、候補図書の公表ですが、各委員が推薦した候補図書については公表はしないものいたします。

6、採択図書の決定につきましては、協議会が種目ごとに選定した教科用図書については、松戸市教育委員会会議でこれを採択いたします。

7、情報開示につきましては、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会資料提供事務取扱要領に基づき対応いたします。なお、松戸市教科用図書選定の基本的観点につきましては、9ページに記載しております、新しい学習指導要領への対応3項目、内容について4項目、造本について2項目。

以上、令和3年度に使用する松戸市教科用図書の採択に関する方針について報告させていただきます。以上です。

教育長職務代理者 報告第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑に入ります。

臨時代理処分ということで、されております。ここで質疑をいただいて、報告を終了した時点で終わりと、採決はない報告事案ではございますけれども、大変重要なことです。何かありましたら、確認をお願いいたします。

手順とすると、例年の、あるいは他市と広域で行っております西部採択地区というものの今までの経緯に沿って粛々に行われているというところで、ちょっと会議の日程の都合で今年は報告となっておりますが、初めてではない内容かなというふうに思います。改めて文言等、確認よろしいですか。

教育長。

教育長 本年度というか、今回の採択については、ご存じのようにこの感染症対策のため、現在は書面での決議で進めております。それが例年と違うところですけども、もう一点、教科書の展示なんですけど、今までも事務所と大分いろいろ相談してきたんですけども、やっと今年は1日だけ余分に開くことができます。その辺をちょっと具体的に教えていただけますか。

指導課長 本年度の展示ですが、6月12日金曜日から7月1日水曜日までの平日、9時から17時まで公開しまして、今年度新たに7月4日土曜日、女性センターにて9時半から4時半まで、小中のみの展示を実施したいと思います。

以上です。

教育長 どうしても県の職員はつけないので、うちの先生に頑張ってついてもらって展示を進めたいと思います。先々の話ですけども、東松戸の図書館ができれば、向こうにはそのスペースを用意できるという予定でおります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。今年の変ったことについて、教育長から今、ご説明がありました。松戸市内で土曜、日曜に見ようと思うと見られなかったというのが今まででございまして、近隣市では柏とか、たしか流山も見られたんですけども、それは会場とか設備とか、いろいろな都合があって、それができなかったということについて、今年は女性センターでそれを臨時でやり、今後、東松戸の図書館ができれば、その方向性でいると。できるだけ身近に皆さん手に取って見られるというのがよろしいことかなと思います。

いかがでしょうか、そのほか。

山形委員。

山形委員 今のお話を受けて、時代が変わっている中で、教科書をあまり見ていない人が多い中、QRコードが入っていると教科書の変化をたくさんの人に見ていただきながら、今の急速にICT化する背景とかも感じていただけるのは大きいと思います。松戸市は共働きの優しい親子の町ということでランキングが上位というところで、働く保護者は平日に何かしたくても、なかなかアクションが起こせないところが現状です。土曜日や日曜日とか祝日、あとは時間を変えて、それこそ図書館が東松戸のは開館時間も長くなるようですし、そういうところで子供の教育に触れられる大人が一人でも増えることはとてもいいことだと思います。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

山形委員、もう一言。

山形委員 広報について、多分どこかでこの教科書の閲覧ができるのを見たんですけども、土曜日にできるというところを情報は少し大きく出していただけたら、興味を引く方がいるのかなと思います。それこそSNSでの発信は力を入れたいですというお話が以前の会議でもあったので、ぜひそこを拡散していただけたらと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 伝わりますように、取り得る手段を取っていただきたいというご意見でございました。

私も毎年拝見しに行っておりますけれども、やっぱりご興味のある方は絶対いるはずだし、何社も手に取って見てみれば、違う点、あるいは違わない点もよく理解が進むのかなというふうに思います。機会が広がるということです。

よろしいですか、そのほか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして報告第1号の審議は終結といたします。

◎報告等

教育長職務代理者 次に、報告等。

『板倉鼎・須美子書簡集』の刊行について、社会教育課長、お願いいたします。

社会教育課長 社会教育課長の瀬谷でございます。よろしく申し上げます。それでは、刊行についてご報告をさせていただきます。

『板倉鼎・須美子書簡集』の刊行について、ご報告をいたします。

松戸で育った洋画家、板倉鼎とその妻、須美子は1920年代後半、エコール・ド・パリ全盛期のフランスに留学をしましたが、多くの優れた作品を残し、昭和初年に20代の若さで相次いでこの世を去りました。画家として大成をする前に夭折してしまったため、板倉夫妻の存在は広く知られることなく、長らく埋もれておりましたが、近年、松戸市教育委員会が板倉夫妻の遺族所蔵作品、資料の収集を進め、展覧会で公開をしてみられました。展覧会はおかげさまで大きな反響を呼び、再評価の機運が高まっております。

このたび松戸市教育委員会は、1926年から1929年、大正15年から昭和4年までの3年間を中心に、夫妻が主に留学先から松戸の鼎の家族に宛て書きつづった約370通の書簡について、夫妻の生涯と作品研究の基礎資料とするため、また、夫妻を含むエコール・ド・パリ研究に資するため、書簡集として出版をいたしました。また、今回の販売では、市の施設での販売に加え、市内の書店や、板倉鼎の母校である東京藝術大学のミュージアムショップ、藝大アートプラザにおいても販売を予定しております。

以上、ご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問。こちらですね、大変な大きな本でございます。松戸市教育委員会が発行者ということですね。編集を教育委員会の美術館準備室のほうでしていただいた、田中さんのほうでしていただいたということでございます。

武田さん、一言。

武田委員 この本の刊行、本当におめでとうございまして申し上げます。一人の作家として感想だけ申させていただきますと思います。

本当に埋もれている作家というのは、良質な作家というのは世の中に多数いらっしゃると思います。その中で、すごく幸せな出会いだったとこのたびのことを思っております。というのは、やはり学芸員というお仕事は、その埋もれていた作家を一人、見いだすことが一生のうちになうということはなかなかできないことで、それをなすことができた田中さんのご苦労もさることながら、そういう作家・作品と出会えたことと、自分の審美眼をここまで信じて形に出来たことというのは本当に、何というか希有なケースだと思います。美術館準備室という特異な形の中でなんですけれども、逆に言うと、きちんと美術館が運営されると、その日々の中に忙殺されてしまって、研究の時間というのはなかなか取ることができない、そういう中で、そういった研究をしたくてもできない学芸員さんの、ちょっと悲痛な

ご意見というのは、いろいろなところで聞くことがあります。さりとて、やっぱり展覧会を運営していくということも学芸員のお仕事の中では最も重要なことです。一方で、自身の審美眼をもって発見した作家の研究の一端を本として刊行するまでに至ったということ、それに対して教育委員会が全面的に協力ができたということ、これは本当に幸せなケースだったなと思います。ぜひ学校でも、「地元で縁のあるこういう人がいたんだよ、こういう絵なんだよ」ということをみんなが知っている、目で作品を覚えてもらって、思いを育ててもらおうというような活動にこれからつなげていっていただいて、全学校に1冊ずつはもちろんのこと、やはりポスターのようなもので、鼎さんと須美子さんの絵画なりの記憶を持って卒業してもらおうということの方が叶うと嬉しいです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。指名をしてご意見いただいちゃいましたけれども、大変素晴らしいことですね。私も門外漢ですけども、以前、博物館で展示されていたものを拝見すると、やっぱり時間を経て変わっていく感じも、ぜひ子供たちにも触れていただくと。そういうときに、この背景が整理された文献としてあるというのは、素晴らしいことですね。

ということでございます。報告事項でした。よろしいですか。

それでは、続きまして、社会教育施設及び学校の今後の方向性についてでございます。大変な状況の中ですけども、ここについて。

まず、生涯学習部長。

生涯学習部長 今お話ございました、教育委員会が所管しております社会教育施設等の運用につきまして、報告させていただきたいと存じます。お手元のほうに資料といたしまして、社会教育施設関係、水色のこういった資料と、あと、各施設の一覧表をご用意させていただきました。

4月9日に国が発出いたしました新型コロナウイルスに関連した緊急事態宣言は、委員の皆様も既にご案内のように、5月25日をもって解除されました。これに伴いまして、教育委員会が所管しております社会教育施設やスポーツ施設も6月1日より順次再開を始めております。再開に当たりましては、お手元の資料、こちらの資料の中段にもお示ししておりますように、ウイルス感染リスクをできる限り排除することを目的に、新しい生活様式に配慮した予防策を施設の特徴に応じて講じた上で、準備が整い次第進めているところでございます。

なお、具体的な施設の再開スケジュールにつきましては、2枚目の資料のほうをご覧いた

だければと思いますが、屋外体育施設や青少年会館、矢切公民館などは6月1日から、また市民会館や博物館、戸定歴史館などについては6月2日から、図書館における予約本の貸出し、返却については6月3日から、さらに屋内体育施設につきましては6月10日からの再開を予定しているところでございます。

また、これらの施設のうち市民会館や森のホール21などのホールや、図書館内での閲覧、屋内体育施設のトレーニング室など、一部の施設につきましては、具体的にはまだ予定を提示しておりませんが、状況を見ながら順次再開を検討しているところでございます。

以上が、簡単ではございますが、社会教育施設などのこのコロナに関連した運用状況でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

続きまして、学校教育部からです。学校教育部長。

学校教育部長 松戸市の小中学校の教育活動について、それと、2点目が教職員によるフェースシールドの活用について、最後に、市独自の人材バンクの開設について、3点ご報告申し上げます。

まず、今後の教育活動についてですが、6月1日学校再開をうたいまして、1の各種の教育活動について、(1)のとおり、1人当たり週1回程度ですが、在校時間3時間の分散登校という形で現在、教育活動のほうを再開しております。今後、6月8日、来週からは、これが1人当たり週2回、1回の在校時間3時間程度の分散登校という形です。ここまでは当初計画しておりました分散登校の形で教育活動を行ってまいりますが、6月15日月曜日以降ですけれども、ここから全校児童生徒一斉の登校に切り替えてまいります。ただし、在校時間最大6時間という制限を設けた形でございます。

当初はここも分散での登校を考えておりましたが、ここ5月14日以降になりますけれども、市内の感染者がゼロで推移している中で、21日に残念ながら1名ありましたが、ゼロが続いている状況、それから、もう一点は、隣接している東京都のほうが同じく6月15日をもっての再開をうたっている状況等を鑑みまして、ここで全校一斉登校のほうに踏み切った次第でございます。

入学式等については、前回ご連絡しているとおおり、実施はしない形ですけれども、代わる形での開催を今現在、模索している段階でございます。給食については6月15日、全校児童生徒を対象に給食のほうも行っていく予定であります。この辺は、給食の配膳等も、感染のリスクを考えて、給食は作るんですけれども、お弁当のような状況で給食をパッケージ化し

て、それを子供たちのほうに配布して、食べるという形で、配膳のほうは子供たちがしないでも食べられるような形で工夫しております。それから、預かり体制については、通常日課実施に伴い、6月12日までという形でございます。

それから、この辺、感染拡大防止等、記載がございしますが、中でもこの感染拡大防止という部分が非常に大きなこととしてありますので、市のほうで、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインというものを市教委のほう、作成しました。このガイドラインのほうに沿って、学校のほうで消毒を行ったりとか、あとは授業のときに配慮すること、それから、教室の中での机の間隔であるとか、細かい規定を設けたガイドラインを学校のほう、それから保護者にも分かるように出しまして、それに沿って感染拡大防止対策は練っていくということでございます。

それと、6番のところですけれども、土曜授業に関してでございます。7月4日、18日、8月1日、ここは分散登校という形で当初考えていたところですが、ここについては、この括弧書きのところがちょっと誤っていますね、土曜授業ということで、ここはもう一斉授業に切り替わっておりますので、一斉授業という形での土曜日授業、7月4日、18日、8月1日、3日間行っていきます。

それから、2番、夏期休業期間については、これも短縮をしまして8月2日から8月23日の22日間という形でございます。

それから、中学校の部活動、これについてもガイドラインを設定しまして、6月15日以降、体力作りというところで、急に負荷をかけずに体を慣らすような形から入っていき、22日以降、段階的に活動のほうを再開していくという計画でございます。

それから、次に2点目です。感染拡大防止という観点から、教職員のほうにフェースシールドを配布しております。子供と対峙する職員ですので、県の県費負担教職員と市費負担のほうの教職員、子供に対峙する職員については全て回るような形で配布をしております。

それから、3点目です。人材バンクという形です。これは、今後ですけれども、学校のほうでコロナウイルスの感染者が出たりして休校という形を取らざるを得なかったり、あるいは職員のほうで、濃厚接触者に職員がなったり、家族に感染者が出たり、そういうケースが考えられます。そういう場合には勤務自体ができない状況になりますので、そのときに特に、短期間になりますが、本来でしたら、その職員が欠けた分を県の講師が入って対応すべきところですが、短期となりますとなかなか配置が難しいということで、2週間程度最大という形で、バンク制をしておいて、そのバンクに登録した方の中から学校に入ってい

ただき、対応していただくという形を考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。このガイドラインというのが小冊子で頂いてますね。

大変な関心事といえば関心事でありまして、ここで議論を尽くせるものではありませんが、何か確認したいこと等あれば、ぜひ、報告事項ですが、お聞きいただければと思いますが。

山形委員。

山形委員 では、まず社会教育施設の再開に向けてのところで質問があります。公民館等のお部屋をお貸しした後の部分で、施設管理者が感染を予防するための対応で、使用した部分の消毒というのがあるんですけども、これに関して、使用者がするのか、その薬剤は、それこそ、何に使っているか、テーブルとかそういうものを一回一回職員が全てやるとしたら、すごい労力になるなという点と、あとは、逆に利用した方に消毒してくださいと言っても、その利用している方が、エタノールはないし次亜塩素酸も持ってきていませんということになったらどうなるかというところで、どのような考えでその部分をされているのかなというところを確認したかったです。

教育長職務代理者 まず、細かく行きましょう。

生涯学習部長。

生涯学習部長 まず、職員の清掃ということと、あとは利用者の清掃、先ほどのペーパーのほうにも記載しておりますが、部屋の中の利用になりますので、備品、机だとかテーブルだとか椅子だとか、触ったところは清掃していただくような形でお願いをしております。施設管理者のほうの役割というところでの清掃ですが、当然、利用される方というのは廊下だとかトイレだとか、共用部分もご利用になります。ですので、その共用部分については、利用者の方ではなく職員のほうで、施設管理者のほうで清掃するという考え方でお願いをしているところでございます。

消毒をするための薬剤ですが、なかなか今、アルコール系の消毒液というのが入手しにくい状態になっているということもございます。ただ、その中で、本市には次亜塩素酸水、電解水を生成する装置が、各施設ではないんですが、例えばこの教育委員会の中にも試験的に設置をされております。そういった電解水を利用して、一応消毒をしていただくような形で今、考えているところでございます。ですので、基本、利用される方についても、各施設にそういった電解水等の消毒液を配置しておきますので、そういったものを利用して清掃して

いただくような形で考えているところでございます。

以上でございます。

山形委員 では、利用者さんは持ってこなくていいというか、マスクはしてくるけれども、というところの認識でよかったですか。

生涯学習部長 はい、そういう考え方でやっています。

山形委員 次亜塩素酸水。

生涯学習部長 電解水ですね。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 今の、ナトリウムではなくというのは、ハイターとかああいう系ではなくてという、電解水で次亜塩素酸水というのがあるということですね。

生涯学習部長 はい。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょう。

伊藤委員。

伊藤委員 細かいことなんですが、会議室やホールなどの使用で、どんな催しに使うのかによって、例えば対面で何かやるようなことは駄目ですよとか、あるいは歌を歌ったりしちゃいけませんとか、あるいは何人以上は入っちゃいけませんというような、何かいろいろな制約があるようなことを聞いたんですけれども、その辺は正しく皆さんに広報されているんでしょうか。

生涯学習部長 今、伊藤委員からご質問ございました利用の内容につきましては、基本的には、こちらにも一部紹介させていただいておりますけれども、例えば会議室の中での歌であるとか、ダンス等の運動系のもの、そういったものはやはりできないということで、要は3密といったものを極力排除した形での利用をお願いするというを前提にしておりますので、人数につきましても、制限人数があれば、約半分ぐらいの利用をお願いをするというような形、あるいはソーシャルディスタンスを保つような形でやってくださいとか、そのようなことを規定しております、これはホームページで周知しています。また、施設に規約というか、利用条件を付したもので、それに同意した方しか使わないでくださいねというような形でのチェックシートも設けまして、利用の際にはそのチェックシートに則った形でご利用いただくような形でアナウンスしております。

s 以上でございます。

市場委員 教育委員会が直接管理するものではないかもしれませんが、学童とか放課後

デイサービスとか、そういうものというのは実際どういう態勢になっているかとかというのは分かりますか。

生涯学習部長 具体的な制約の内容については、ちょっと手元等には資料がありませんが、基本的には、でも、国のほうからとか、いろいろとガイドライン等が示されておりまして、その辺にのっとった形で各施設、運営しているのではないかと思います。私どものこの考え方も、市で独自で考えているものもございしますが、国から出ているようなガイドラインも参考にさせていただいた中で作成しておりますので、大体同じような内容が盛り込まれているんじゃないのかなというふうにはちょっと思うところでございます。

市場委員 ありがとうございます。

山形委員 学校のほうで、質問しようと思ったところがあります。もう少し分散登校が長引く予定でスケジュールを詰めていただいていたのですよね。ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4と順序立てて分散登校をしていながら、ゆっくりと様子を見て、スタートダッシュしていく、まあ状況によりけりですけども、という話が学校のほうで頂いたスケジュールで全部頂いていたものが、急に6月15日からぱっと全体的にとなったときに、身近な保護者さんなどからも、やはり不安の声が聞こえてきました。何でこんなに急に早くなったんだろうというところの動きのところ、不安を抱えている保護者さんがたくさんいるので、その辺の根拠のところ、根拠というか、東京のほう動き出すというところにも合わせながらとか、感染者が減っているからというところはあるんですけども、もう少し、15日に全体になったところの経緯的なものをたくさんの方が知りたいのかなと思うので、そこを教えていただきたいです。並行して、子供さんもすごく不安な方もいます。子どもも保護者もすごく不安で繊細で、いろいろなことを感じていらっしゃるというのが、国立成育医療センターの、新型コロナの流行においての子供と心の、コロナ×子供アンケートというのを成育医療センターが出していました。その中でも、とてもストレスや心の変化をたくさん感じているという結果があります。その辺、ホームページでぱっと見て、スタートしますというところに、もう少し保護者への心のサポートというか、保護者だけじゃなくて子供に、両方に伝わるようなメッセージがあるとうれしいなというところを思っていたところと、たくさん保護者はまだまだ不安で、そして、保護者と直接学校が対話をするタイミングがない現状というのを感じています。私はたまたまPTA役員をしていて、オンラインで何とか会議をしませんかということをご提案させていただき、2回ほどオンラインでお話をさせていただいたりしましたが、何とか保護者とも対話の時間が取れるような形があるといいのかなと思

っておりました。

今度具体的なところで、消毒に関してですが、P T Aの関連で先生とお話をしたときに、部活動が始まった場合、今までは学校が終わった後、職員が消毒をしていたんだけど、今後、部活動が始まると、終わった後の消毒ができなくなるという話になって、P T Aのほうで協力とかできませんかという話が出ました。逆にP T Aの不特定多数の者がサポートに入るとまずいんじゃないかという話になってお手伝いは難しいとなりました。

その辺のところで、消毒の部分が、このガイドラインの7ページだと、次亜塩素酸ナトリウムというものが書いてあるんですが、このナトリウムだと児童が触れてはいけないというか、児童は手袋をしていたりマスクをしていたら、触れても、中学生だったら、いいのかもしれないんですけども、もし次亜塩素酸水とかだと、子供自身がやってもいいのかなというところを考えておりました。保護者と子どもの不安感についてと、学校の部活が始まった後の消毒に対する職員の多忙さ、そういうところをサポートするところで、今、学校人材バンクで、もう足りないという前に、もしいらっしゃったら、それこそこれから熱中症がとても心配されると思うんです。マスクをしながら部活動等したときに、先生たちは児童から目を離していけないと思うんですよね。そうなるけれども、また消毒もしなくちゃいけないとなったときに、こういう人材バンクの方が先に、部活動の見守りなどでついていただきながら、ほかにもできることが増えます。また、清掃活動のサポートを身元が分かる人がきちんと入ってやるというほうがセーフティーなのかなというところも思いました。たまたまそういう話が昨日出たので、というところですよ。

質問というか意見というか、感想というような形で、すみません。

教育長職務代理者 一番最初の、ステップを、こういうスケジュールになったということで、不安とおっしゃる方もいるし、喜んだ方もいるかもしれない、いろいろな受け止めがあるけれども、なぜ変わったかというよりも、こういう手順で行きますよという大きな流れについて、特に学校の、2週間でほぼ元に戻していく、まあ6時間滞在ですけれども、戻し、3週目からは、その予定ということは、こういうことで当初の説明から変わったので、余計そう感じるという、その辺について何か学校教育部長、コメントありますか。

学校教育部長 この感染者の推移については全く予測がつかなかったところでして、これだけゼロが続いて、急激に市内感染のほう落ち着いた状況が続くということも全く我々としても予測できなかった中だったものですから、あれだけ多くの感染が当初出ましたので、それを考えると、段階的な学校の再開というのが選択肢としてはベストであろうと、あの段階で

はそういう判断をしておりました。

ただ、連休明けた中で、これだけ好転するような状況の中で、いち早くできるのであれば、学校のほうをふだんと同じような形に戻して、教育活動のほうを再開していきたいという考えがわいてきたような状況です。そこへ来て、やはり東京都のほうで踏み切った、先ほど申し上げましたが、感染状況が似通っているところがそれを踏み切ったことというのが、ちょっと背中を押されるような部分もあったわけですが、そういった経緯で、当初考えていたよりも好転している中で、ただ、やっぱりウイルスがなくなったわけではないということは十分承知しておりますので、ガイドラインを添えた中で、そういった防止対策を十分に図って、元に戻していこうという決断をした次第でございます。

教育長職務代理者 そういう背景です。それから、少し細かい質問をされておられましたけれども、次亜塩素酸ナトリウムで消毒していくのだということは、これはこう書いてありますから、そういうことで受け取ってよいということですね。

学校教育部長 もともと学校のほうには、この次亜塩素酸ナトリウムというのはもう随分前から配布されております。インフルエンザの時期であるとか、嘔吐の関係の処理であるとかで職員も使い慣れている中で、それをまず活用していくと。この次亜塩素酸水に関しては、生成器等の準備もありますし、ここへ来てちょっと不安な報道もなされている中で、今、検討はしておるんですけれども、取りあえずは今もう浸透しているものを使って消毒を、まず最優先、行える、そのほうが職員も使い慣れているという部分もございますので、そこで進めております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 走りながらというところで、父兄との連携、あるいはその説明、コミュニケーション、ここはもう各学校に、それがなければということは、そればかりは言えませんけれども、できるだけ共有しながらやっていきたいというような趣旨でのご発言だったというふうに思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

ガイドラインは恐らく、松戸市独自というよりも、いろいろなものから総合して、大体似通ったものになってきていると思いますし、そこら辺が社会的なコンセンサスであるというものができているんだろうと、細かく見ればそういうことだろうと思います。要するに、ソーシャルディスタンスもそうですし、中での換気もそうですし、仮に感染者、あるいはウイルスを持っているかもしれない方がいたとしても、うつらないようなことが何なのかという

のがここら辺ですよね、最大限それをやっていくということは社会教育の分野でも学校教育でも同じなんだろうと思いますので、本当にどうやったらパーフェクトかは、ちょっとあり得ないので、ここら辺で動かしながら、さらに、もし発症というか、そういう方が現れた場合についても、ここに資料ありますけれども、2週間の閉鎖というものにまたなっていくということになりますから、いろいろなカリキュラムも含めて、もう本当に各学校、工夫しながら、あるいは各施設、工夫しながらということになるんでしょう。

市場委員、何かコメントありましようか。専門家であるだけに難しい状況ですが。

市場委員 全体のことについては、本当に今、山田委員がおっしゃったように、やりながら考えて、対応していくしかないんだろうと思います。

保健所と教育委員会が、連絡を密にしておかないと、漏れが出てくるだろうなと思います。例えば濃厚接触者の特定というのは、多分、保健所は分かっても、それが自動的に教育委員会に連絡されるということはないと思いますので、その辺の情報共有をしっかりとやっていただきたい。今後、コロナは普通の感染症の扱いに、なっていくかもしれませんが、今の段階ではまだ保健所が全部管理していますので、保健所との連携をしっかりとお願いしたいと思います。

教育長職務代理者 教育委員会単独でどうこうということではなく、当然、保健所がしっかりと関わっていくべきものなんでしょう。

いろいろ心配をされていることは本当にたくさんあると思います。教育長、何かコメントをいただければ。

教育長 当初は本当に、7月かなと、それはもうかなり慎重なスケジュールだったんですが、ちなみに、隣の鎌ヶ谷は来週から、8日からもう通常に入ります。こっこの隣の柏市は15日、都内も8日からという区が幾つかあったんですけども、先ほど入ってきた情報だと、今回の東京アラートで15日からに延期するという、そういう区が出てきているみたいです。というふうに、いろいろな状況を見ながら、それぞれの自治体で、私たちとしては子供たちに学習の機会をできるだけ早く、しかも安全に行いたいなという思いがどうしても強くなってしまっているんですけども、やはり安全面というのを考えて慎重に進めたいなとは思っています。県立高校のほうも15日からという予定で動いていますので、市松も15日から動く予定になっています。

とはいえ、私としては来週は毎日、より敏感にならなきゃいけないのかなというふうに思っています。というのは、ここには1日から書いていますけれども、実質もう先週、先々週

から子供同士は久しぶりに接触をしているわけで、仮に感染の度合いがもし、1人でも2人でも、3万4,000人の中にそういう子がいれば、来週、多分発出して来るかなというふうに思っています。

違う言い方をすると、来週穏便に過ごすことができれば、しばらくは市の児童生徒は安全に過ごせるかなと。そういうことを踏まえても、15日というのはタイミングとして一つ、皆さんに提案をしたという流れです。よろしくお願いします。

武田委員 夏に向かう中で、換気と冷房の使い方というか、その辺のところ、人数も全員登校するということになる、どういうふうに対策を取られるのかなと漠然と思っていたので、もし対策を考えていることがあるのであれば、教えていただければと思います。

学校教育部長 換気のやり方については、廊下側の窓と、それから教室の校庭に面した窓と、対角になるような形で開けて、常時換気は行っていくと。併せて冷房もしていかなければということ、冷房しながら換気を行うという、効率は悪いんですが、それをやらざるを得ないという形ですかね。

武田委員 すみません、素人の考えで、何かシェードとかそういうものを設置したりとかするのかななんて、いつぞやはグリーンカーテンなんていうのもございましたし、うちでもゴーヤを育てているんですけども、今なら間に合うのかなとか思ったものですから。

教育長職務代理者 ガイドラインによると、とにかくエアコンは外気が入らないので換気を行うんだということが書いてあるので、現場に合わせてやっていくというのが今のところの線です。だから、ゴーヤのカーテンとか、遮光をどうするかということは、またそれは現場で様々工夫なさっていらっしゃるし、されると思いますね。それについては、それぞれの場所とか向きにもまたよりましようから、窓を閉めてエアコンを使用せざるを得ない場合は休憩ごとに窓を開放し十分換気するという、このルールに従ってやってみるしかないわけですね。

先ほど教育長おっしゃったように、とにかく試運転が始まっていて、2週間たって、その試運転の結果の子供たちの接触がどうだったのかという一つのテストの答えが出てくるということでしょうから、その先、広がらない、感染拡大を防止ですからね。出てきたときにもすばやくキャッチしてということ、とにかく重ねていくしかないということ。夏休みも短いので、今年は。また、教育課程が終わるのかとか、受験指導はどうなるのかとかも、心配は尽きないわけですけども、これについても現場、あるいは国、いろいろなところがこれからの情報を待って対応していくということだと思いますので、本当にどうなるんでしょうか。受験の学年のお子さんをお持ちの方は本当に大変だと思いますけれども。

報告事項でございますので、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 では、以上で終わらせていただきます。

◎その他

教育長職務代理者 本日予定していた議題、報告事項、以上でございます。

その他に移ります。

事務局から何かご報告ありますでしょうか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 委員の皆さんからそのほか、何かご報告ありますか。

(発言する声なし)

教育長職務代理者 それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 お疲れさまでした。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてお知らせします。

次回の教育委員会会議は令和2年7月9日木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催してはどうでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。それでは、確認いたします。

令和2年7月定例教育委員会会議は令和2年7月9日木曜日午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和2年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 3時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員